

議案第 1 3 号

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 2 月 6 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区子育てひろば条例の一部を改正する条例

墨田区子育てひろば条例（平成 1 3 年墨田区条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

付則を付則第 1 項とし、付則に次の 1 項を加える。

- 2 次の表の左欄に掲げる子育てひろばの位置は、平成 3 0 年 5 月 7 日から墨田区規則で定める日までの間は、第 1 条の表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置
両国子育てひろば	東京都墨田区横網一丁目 2 番 8 号

付 則

この条例は、平成 3 0 年 5 月 7 日から施行する。

（提案理由）

両国リバーセンタープロジェクト複合拠点施設の建築工事の実施に伴い、当該工事期間における両国子育てひろばの位置を仮施設を設置する位置とする必要がある。